

光端末設備貸出サービスに関する契約条項

第1条(ホームゲートウェイ機器の貸出)

当社は、契約者に対し、その契約者との間で締結しているケーブルプラス電話契約につき、当社が別途指定するホームゲートウェイ機器(種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換及びIPルーティング等の機能を有するものをいいます。以下「ホームゲートウェイ機器」といいます。)を無償で貸与(1回線の契約につき1端末)します。

第2条(ホームゲートウェイ機器の設置及び撤去等)

当社は、前項に基づき契約者に貸与するホームゲートウェイ機器を契約者が指定した設置場所(但し、電話サービスの提供を受けられることができる場所に限り、)に設置し、その設置した日から契約者に対する当該ホームゲートウェイ機器の貸与が開始されるものとします。

- 2 契約者は、ホームゲートウェイ機器と契約者の機器とを接続しようとするときは、その接続方法及び設定内容等について当社の指示に従うものとします。
- 3 ホームゲートウェイ機器と契約者の機器との接続に必要な物品等およびホームゲートウェイ機器を使用するにあたり必要となる電源等は、契約者の責任と費用負担で準備するものとします。
- 4 当社は契約者に対して、貸与開始においてホームゲートウェイ機器が正常な機能を備えていることのみを担保し、ホームゲートウェイ機器の商品性および契約者の使用目的への適合性については一切担保しません。

第3条(ホームゲートウェイ機器の使用及び保管等)

契約者は、ホームゲートウェイ機器を善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとします。

- 2 契約者は、ホームゲートウェイ機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させ、ホームゲートウェイ機器を改造若しくは改変し又は契約者が利用契約において指定した当該ホームゲートウェイ機器の設置場所以外の場所に移転してはならないものとします。また、契約者は、電話サービスを利用する目的以外にホームゲートウェイ機器を使用してはならないものとします。
- 3 契約者は、ホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社はその通知を受領後、故障品と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する正常なホームゲートウェイ機器(以下「代品」といいます。)を提供し、契約者は、故障、毀損等の生じたホームゲートウェイ機器(以下「故障品」といいます。)を当社に返却するものとします。
- 4 前項の規定に拘らず、当社は、契約者の責に帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、契約者に対し、別表に定める額を請求できるものとします。

第4条(ホームゲートウェイ機器の返還等)

契約者は、解約等の理由でホームゲートウェイ機器の返還が必要となった場合には、その旨を速やかに当社へ連絡し、ホームゲートウェイ機器の返還に係る工事の依頼を行うものとします。

- 2 ホームゲートウェイ機器の返還に係る工事は、当社が特別と認める場合を除き、当社又は当社が指定する業者が行うものとします。

第5条(責任の範囲)

当社および KDDI 株式会社および JCOM 株式会社

(以下「当社等」といいます。)は、当社等の責めに帰すべき事由に基づくホームゲートウェイ機器の故障、滅失又は毀損等により契約者が損害を被った場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。

- 2 当社等は、端末設備の修理等にあたって当社等の責めに帰すべき事由により契約者の機器その他の物品等に損害を与えた場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。

- 3 前二項の場合において、当社等は、当社等の責めに帰すべからざる事由により契約者が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。
- 4 当社等は、契約者の責めに帰すべからざる事由によりホームゲートウェイ機器を全く使用することができない状態（ホームゲートウェイ機器を全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社等が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。ただし、当社等の故意又は重大な過失により、ホームゲートウェイ機器を全く利用できない状態が生じたときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。

ケーブルプラス電話サービス別表

別表 1 工事費、その他

出張費	3,300 円(税込)
引込工事費	23,760 円(税込)
但し、自営柱の建柱、地下埋設等の特殊工事を伴う場合には、その費用は実費とします。	
標準宅内工事費	7,920 円(税込)
光施設切替工事費	11,000 円(税込)
EMTA・光電話用端末(ホームゲートウェイ)移設工事費	0 円
但し、同一家屋内での移設に限ります。	
その他	
EMTA 弁償費	9,900 円(税込)
光電話用端末(ホームゲートウェイ)弁償費	15,086 円(税込)

※ご注意

- ①上記料金は特に記載のある場合を除き全て税込みです。
- ②利用料金、付加機能使用料、工事費は加入促進のために割引することがあります。
- ③集合住宅、電波障害対策住宅等は導入条件(加入権付・工事費)により別表に定める料金とは異なる場合があります。

附則 本契約条項は 2022 年 7 月 1 日から施行します。

2024年1月1日改定